

# 「気をつけて！ その消費者契約」

参加無料

～消費生活センターや相談員の役割をご紹介します～



ハイ、消費生活センターです。  
どのようなご相談ですか？

消費生活相談員



便利なインターネットの通信販売、不意打ちの電話勧誘、訪問販売…。気をつけなければならない「消費者契約」はたくさんあります。

県・各市町村の消費生活センターでは、国家資格を持った「消費生活相談員」が皆様のお困りごとをお聞きし、問題解決のお手伝いをしています。

講演会では、実際の相談事例を踏まえて、相談員が消費生活上の留意点や解決方法をお話しします。

あわせて、相談員の仕事をご案内いたします。相談業務の意義とやりがいを感じ取ってください。

- とき** 令和5年 **2月19日** (日) 10:00～11:30
- ところ** 埼玉県熊谷地方庁舎 4階大会議室  
熊谷市末広3-9-1 (熊谷駅から徒歩15分)
- 内容** 消費者相談事例の紹介など
- 申込** 1月23日(月)～2月16日(木) 氏名、住所(番地・号・建物名・部屋番号)、在住・在勤・在学の市町村名、電話番号又はファックス番号を、電話又はファックスで **埼玉県消費生活支援センター熊谷**までお知らせください。  
電話：048-523-1711 (受付時間：平日 8:30～17:15)  
FAX：048-525-6316
- 定員** 36名 先着順とします

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご入場の際にはマスクの着用、手指の消毒、検温、連絡先のご記入をお願いします。  
※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催中止や内容変更となる場合がございます。その際は、当ホームページ、センター公式ツイッターでお知らせします。

